

自分で計算　自分で申告

命とくらしを守るために自主申告しましょう

税申告は私たちの権利

こんな人は必ず申告しましょう



■新型コロナの影響などで収入や売上が減った人、失業した人

■課税対象になる新型コロナ対策の持続化給付金・感染拡大防止等支援給付金などを受けた人

■年金を受けている人（「400万円以下」でも、医療費控除や各種控除をつけて申告すれば税額が下がります）

■年金を受けている給与所得者で、新設の「所得金額調整控除」の適用が受けられる人

■非正規、短期雇用、中途退職で、年末調整をしていない人

■災害に遭った人

■家を建てた人・購入した人

■収入がない人も、住民税は必ず申告しましょう。

全国生活と健康を守る会連合会

◆日時

◆会場

◆連絡先



税金の自主申告説明会

2020年から ガラツと
変わった
税制

- 基礎控除額 がそれぞれ10万円上がり、所得税48万円、住民税43万円になりました。
- 給与所得控除・公的年金等控除 が10万円引き下がりました。
- 所得金額調整控除 …年金を受けている給与所得者で、年金等の雑所得と給与所得控除後の給与等の金額の合計額が10万円を超える場合、その合計額から10万円を引いた額が給与所得額から控除できます。この控除は申告をしないと受けられません→10万円損をする！

コロナ禍で生活が大変ではありますか？

税申告をして制度利用につなげましょう

源泉徴収されている人も
還付請求ができます

自主計算で、自分の収入と所得をチェックしてみましょう。収入・所得や税額で、制度の利用可否や負担額が決まります。国保税・料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、公営住宅家賃の減免や、就学援助制度の利用等につながるかもしれません。

住民税非課税の人が対象の制度があります。「非課税証明書」は住民税を申告しないともうれません。

職場で年末調整をしている人も、医療費控除や扶養控除のつけかえで還付請求ができます。年金を同時に受けている人の場合、「所得金額調整控除」は申告をしないと適用されません。税制改正で複雑になった年末調整の書類に記入漏れがあった場合も、申告しましょう。



消費税は5%に！

軍事費を福祉・コロナ対策に回せ！

政治を国民の手に！